

婦人関係資料シリーズ
参考資料第48号

労働者家族に関する基礎資料(二)

労働省婦人少年局

は し が き

労働者家族（世帯主が賃金・給料等の収入によつて生活をさへている世帯をいう）の住宅の現状ならびに住宅についての府県機関の施策の概況を把握し住宅問題についての参考資料にすることにした。

参 考 資 料

国勢調査（二五年、三〇年）・住宅統計調査（二八年、三〇年）

建設省住宅局——住宅の現状（一九五七年）・住宅総覧（一九五七年）

日本住宅公団関係法規集

上野 洋 著（建設省住宅計画課課長補佐） 北ヨーロッパの住宅等

一九五八年 四月

労働省婦人少年局

労働者家族に関する基礎資料

住宅問題

目次

一 労働者家族の住宅の現状

(1) 住宅の実情

— a 住宅の所有関係 b 一人当り戸数 c 家賃

— d 家計費に占める住居費の割合 —

(2) 住宅対策

— a 住宅不足数の意味 b 世帯主の職業別にみた住宅不足状況

— c 戦後の住宅建設戸数 d 種類別 構造別建設戸数ならびに住宅

規模 e 今後の問題点 —

二 公営、公庫、公団住宅の入居資格

三 公営、公庫、公団住宅の住宅規模の基準

四 産業労働者住宅等の資金貸付条件

二 労働者家族の住宅の現状

(1) 住宅の実情

a 住宅の所有関係

昭和三〇年の国勢調査によれば民間官公の雇用者の世帯の約半数は持家に住んでおり、約三割は公営、民営の借家に、約一割五分が会社等の給与住宅に住んでいる。

雇用者の世帯は、業主等に比べると、借家、給与住宅に住んでいるものが多い。三〇年を二五年と比較すると、民間の雇用者は、持家に住むものが増加し、借家、給与住宅が減少しているが、その反対に、官公の雇用者は、持家に住むものが減少し、借家、給与住宅に住むものが増加している。

(第1表参照)

第1表

世帯主の職業上の地位別普通世帯の住宅所有関係(%)

——国勢調査——

	総数	持家	借家	給与住宅
三〇年	総数 (14623000)	72.4% (10590000)	20.5% (2991000)	7.1% (1042000)
業主および家族従業者	100.0	89.0	10.8	4.2
民間の雇用者	100.0	52.5	31.8	15.7
官公の雇用者	100.0	55.0	31.5	13.4
二五年	総数 (1298000)	71.0 (9218000)	21.6 (2844000)	7.4 (955000)
業主および家族従業者	100.0	87.0	12.7	0.3
民間の雇用者	100.0	47.9	34.2	17.9
官公の雇用者	100.0	60.7	28.2	11.1

註 (1) 世帯主が15才以上の就業者である普通世帯(同借世帯を除く)

一人当り賃数

民間の雇用者の世帯について一人当り賃数をみると、全国へ三〇年国勢調査で持家三七七層、借家二七五層、給与住宅三一七層と口についている。(第ニ表参照)

全国市部における雇用者の世帯について、職業別に一人当り賃数をみると昭和二八年住宅統計調査では、会社団体の役員は五四層、専門的技術的及び事務従事者は三七層、鉱・工・建設作業者二六層、運輸作業者二七層と口についており、管理職、専門的技術的職業のもの、筋肉労働に従事するものとでは一人当り賃数にかなりの差が見られる。(第三表参照)

第 2 表

世帯主の職業上の地位別普通世帯の一人当り賃数
— 30年国勢調査 —

	総 数	持 家	借 家	給与住宅
一人当り賃数				
総 数	3.82	4.09	2.80	3.23
業主および家族従業者	4.05	4.17	2.76	3.75
民間の雇用者	3.39	3.77	2.75	3.13
官公の雇用者	3.92	4.36	3.04	3.70
一世帯主				
総 数	5.21	5.55	4.26	4.43
業主および家族従業者	5.68	5.81	4.58	4.78
民間の雇用者	4.69	5.05	4.17	4.53
官公の雇用者	4.54	4.98	4.01	3.98

註1) 表1表 註り参照

第 3 表

世帯主の職業別一般世帯の一人当り量数
— 全国市部 —

	一人当り量数
総 数	3.4
業 主	3.5
一般の雇用者	3.2
会社団体の役員	3.4
専門的技術的及び事務従事者	3.7
鉱・工・建設作業者	2.6
運輸従業者	2.7
販売サービス従業者	3.2
その他の賃金労働者	2.8
官公の雇用者	3.5
技術的及び事務的公務従事者	3.8
その他の公務従事者	2.8

C. 家賃

昭和二八年住宅統計調査によれば、全国市部の雇用者の世帯のうち、借家に住んでいるものの家賃は、六〇〇円未満のものが約半数である。一八〇円以上の家賃を支払っているものは一割以下となっている。(第4表)

第 4 表

雇用者(世帯主)の家賃別住宅数(%)
— 全国市部 —
昭和二八年住宅統計調査

	一般雇用者	官公の雇用者
総 数	100%	100%
(実 数)	(479,810)	(332,000)
0 円	19.5	15.7
1 円 ~ 599 円	33.3	32.3
600 円 ~ 1,199 円	28.0	32.9
1,200 円 ~ 1,799 円	10.2	11.1
1,800 円 以上	8.4	7.4
不 詳	0.5	0.6

第 5 表

世帯主の職業別住宅不足数 (%)

昭和30年建設省住宅局調

	4) 総 数	個人業主	会社役員	事務技術販売サービス	労働者
全世帯数 (実 数)	100% (16860900)	100% (8643600)	100% (869700)	100% (3213700)	100% (2843700)
1) 住宅難世帯	14.7	8.9	7.7	18.6	26.8
2) 住宅困窮世帯	16.3	12.1	14.3	21.0	23.2
3) 公営住宅申込希望世帯	4.0	1.0	3.7	8.2	7.8

- 註 1) ①非住宅居住 ②同居 ③狭小過密居住(9畳未満 2.5畳 1人未満)
 ④危険修理不能住宅居住 のいずれか一項目でも該当する世帯で、いわば客観的な住宅難を示す世帯である。
 2) 「あたくすではさし当って住宅の必要に迫られておいでですか」との問に対して「必要に迫られている」と答えた世帯でいわば主観的な住宅難を示す世帯である。
 3) 「住宅困窮世帯」のうち住宅対策として「公営住宅に申込み」と答えた世帯である。
 4) 「無職」「職業不詳」をこの表には示さなかったため、各項目の実数を合計したものか、総数の実数とは一致しない。

は、個人業主、会社、団体役員、世帯に比べて労働者家族の世帯と見られる事務、技術、販売、サービス、従事者、筋肉労働従事者の世帯に多くしたかつて公営住宅申込希望世帯も、前者よりも後者が多いかに多くなっている。事務、技術等の従事者は客観的に住宅難であるものの(住宅難世帯)が一八・六%に對し主観的に住宅難を訴えているものの(住宅困窮世帯)が二一・〇%で若干多くなっている。ところが、筋肉労働従事者はその反

(2) 住宅対策

家計費に占める住居費の割合
 全都市勤労者世帯の住居費(1)地代家賃 (2)住宅修繕費 (3)水道料 (4)家具什器を合計したもの)は総理府統計局家計調査によれば、昭和三十二年平均一九九三円で、家計支出総額四七・〇五円の四・二%である。

住宅不足数の意味
 建設省住宅局発行の住宅総覧(一九五七年)によれば、住宅についての水準としては、二七年以降は

- ① 住宅としての設備要件の整わない、いわゆる非住家に住むことなく
- ② 他の世帯と同居することなく、一つの住宅に一世帯で済み
- ③ その居住部分は九帖以上、又は一人当り二・五帖以上であり
- ④ その住宅は極度に老朽化していない
- ⑤ としている。この水準以下のものが住宅不足として算定され、その数は昭和三十二年当初において約二三〇万戸である。(中略)約半数が労働者世帯の住宅不足と推定される。

6 世帯主の職業別にみた住宅不足状況

Qに述べた住宅不足についての居住水準にとづく世帯主の職業別の住宅不足状況は、第5表に示す通りで、客観的にあるいは主観的にも住宅不足を訴えているものの

(1) 公営住宅

(31年度実績)

種類構造別			建設戸数	規模
一般	木造	第1種	11,863	平均 一戸当り 9.3坪
		第2種	14,730	
	簡易耐火 (平家)	第1種	6,111	
		第2種	{ 2,195 (小) 1,381	
	簡易耐火 (二階)	第1種	4,303	
		第2種	810	
	耐火	第1種	{ 2,666 (小) 1,420	
		第2種	497	
計		45,975		
災害	新築宅 (三連)	木造	492	
		簡易耐火(平家)	327	
	小計		819	
合計			46,794	

① 災害額は過半災と当年災害備費充当分の計

一般部には予備費充当分以外の当年災を含む

② (小) とあるのは小家族向(第一種耐火(8坪)

(第二種簡易耐火(8坪)

d

種類別住宅建設戸数ならびに住宅規模
政府援助により三一年度建設された住宅の種類別建設戸数、住宅規模は次に掲
げる通りである(但し、小家族向の家族の利用状況は不明)

第6表

戦後の住宅建設戸数

建設省住宅局調

	31年度	26年~31年 総合計
公営住宅	46,794	544,062
公庫住宅	54,050	362,288
公団住宅	23,000	43,000
厚生年金融資住宅其他	23,820	430,468
小計	147,664	1,379,758
民間自力建設住宅	263,302	3,270,256
合計	410,966	4,650,014

C

戦後の住宅建設戸数
戦後に建設された労働者世帯の住宅建設戸数は不明であるが参考までに
我が国全体の住宅建設戸数を第6表に示しておく

対で客観的に住宅難であるものが(二六・八%)主観的に住宅難を訴えているものより
多くはなっている(二三・二%)

(四) 住宅金融公庫融資住宅
(31年度貸付計画)

	戸数	規模
個人住宅 内訳(木造耐火造)	36600 31500 5100	12坪~15坪
賃貸共同住宅(耐火造)	2900	13坪
産業労働者住宅 内訳(木造世帯向耐火共同住宅 單身者共同住宅)	7500 1800 3200 2500	13坪 8坪
増築等	30000	
合計	77000	

(ハ) 住宅公団の住宅
(31年度事業計画)

	貸付住宅	分譲住宅	計
東京支所	6000	5000	11000
大阪支所	4000	4000	8000
名古屋支所	1000	1000	2000
福岡支所	1000	1000	2000
計	12000	11000	23000

住宅の構造は、日本住宅公団法施行規則第4條に耐火構造又は簡易耐火構造と規定されている。

(二) 厚生年金保険積立金還元融資住宅
三二年度建設住宅戸数 四七六六戸 住宅の規模一五坪以内

エ) 今後の課題点

建設省住宅局一九五七年住宅総覧によれば、普通世帯の住宅は生活程度の低い階層に集中している。この場合入居者の家賃支払能力と関連し、どうしても「所得階層別」の不足数という問題が起ることを指摘している。

次に必要住宅の規模としては、世帯人員、家族構成により区分することが必要であるが、現在の住宅対策は世帯構成およびその世帯の規模について大きな考慮が払われていない。とくに公営住宅は予算の制約により平均規模が余りに小さいため、世帯の大きさ等を考慮する余地が殆どないことも指摘している。

今後の住宅計画は「世帯人員別」「所得階層別」「市町村別」の住宅不足数に応じて設立されるべきであるが、事実上はなかなか困難があるとのことである。

ニ 公営公庫 公団住宅の入居資格

ア 公営住宅(公営住宅法第一七條「入居者資格」による)

入居者は少くも以下の各号の条件を具備する者でなければならぬ。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁、婚姻者も含む)があること
 - ② 毎月政令で定める基準の収入があること
- 政令で定める「収入の基準」へ公営住宅法施行令第5條は

- (イ) 第一種公営住宅については、入居者の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき十円を控除した額が当該公営住宅の家賃の六倍以上一五倍（その額が三万二千円をこえる時は三万二千円）以下であること。
- (ロ) 第二種公営住宅については、入居者の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき十円を控除した額が一万六千円以下であること。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- ④ 公庫住宅（住宅金融公庫法施行規則第四條「賃借人の資格」による）賃借人は少くとも次の各号に該当する者でなければならない。
- ① 現に住宅に困窮している者
- ② 家賃の支払が出来る者
- ③ 家賃の支払につき確実な保証人のある者
- 上記の他に、次の各号の一に該当する者に限る。
- ① 同居しようとする親族を有する者
- ② 賃借人が地方公共団体から出資又は融資を受けている場合は自己及びその保証人がその地方公共団体の区域内に現に居住し又は勤務する場所を有すること。
- ③ 公団住宅（日本住宅公団賃貸住宅入居募集業務取扱暫定規程——昭和三一・三二・七住宅公団規程第五号——第三條「申込者の資格」による）申込者は少くとも次の各号に掲げる条件を具備する勤労者とする。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁、締約者も含む）があること。
- ② 住宅に困窮している者であること。
- ③ 申込者の世帯全員の毎月の平均収入の合計額が二五〇〇〇円以上であること。但しこの額は支所長は総裁の承認を得て別に定めることが出来る。

- ④ 家賃の支払につき確実な連帯保証人があること。
- 同規程九條によれば連帯保証人は、当該支所の近傍又は当該入居者の入居する賃貸住宅の近傍に居住し、且入居者と同等以上の資力がある者でなければならぬ。

- ⑤ 入居者の世帯全員が円満な共同生活を営み得る者であること。

これら政府援助による住宅に入居する場合に家賃の支払能力がかなり問題となっている。最近に建設された住宅の家賃は、建設省住宅計画課調査によれば、公営住宅第一種一八〇〇円—二四〇〇円、第二種一〇〇〇円—一六〇〇円、公営住宅（賃貸）四五〇〇円、公団住宅（賃貸）五一〇〇円となっている。公営住宅以外の政府援助による住宅に入居しようとする場合は、世帯収入が二五〇〇円程度なければ入居は不可能とみられる。参考までに世帯主が非農林業雇用者として仰いでいる世帯の平均世帯収入（有業人員一五人）を示すと二一四〇〇円で、二四〇〇〇円以上の世帯収入のあるものは、三三・三%である。（総理府統計局、昭和三十一年、就業構造基本調査による）

我が国では、住宅問題についての政府の援助は建設費補助、政府資金の低金利貸付

となつており、家賃補助は行っていない。イギリス、フランス、イタリア、オランダ、デンマーク、スエーデン等では、国が家賃補助を行っている。

三、公営、公庫、公団住宅の住宅規模の基準

α 公営住宅

公営住宅の建設は、公営住宅建設基準（昭三六・七二）建設省令第二〇号によることになっている。住宅規模については、建設基準第六條「間とり、及び附帯施設」に各戸ごとに、居室の外、玄関、炊事室、便所、押入及び物置を有する間とりとし、附帯施設とし、物干、炊事施設、給水施設、排水施設、電気施設及び敷地境界の垣又はへいを設けなければならないとされている。居室はなるべく南向きするようにとの規定はあるが、規模についての基準は見られない。

α 公庫住宅

住宅金融公庫による住宅規模は、住宅金融公庫法（第一九條）貸付をすることのできる住宅に、公庫が住宅の建設に必要な資金を貸付することが出来る住宅は、一戸当りの床面積が百平方メートルをこえないものとされている。

α 公団住宅

公団住宅の住宅規模は、日本住宅公団法施行規則（昭三〇・八・二五）建設省令第二三号第五條「住宅の規格」に、住宅の規格は、一戸の延べ面積が三〇平方メートル以上で

二以上の居室を有するものとしなければならないものとされている。

我が国では、住居規模と居住人員数を関連させた居住水準は規定されていない。参考までにヨーロッパ諸国住宅事情を見ると、我が国より住宅水準が高いので、一室当り二〇人以上（台所を除く）の居住状態にあるものを過密居住としているのが普通であり、このような水準にものとすべき住宅対策がなされている。一例を上げると、イギリスでは一九三六年住居法第五七條と第六六條等に過密状態の緩和に関する規定がある。この過密状態とは、性別を異にする夫婦ではない。一〇人以上の者二名以上が同一室内に就寝しなければならないような状態あるいは、住居を構成する室数に対する許容人員の基準（一室二人）の室の面積に対する許容人員数の基準（三二坪以上に二人）以下の状態をいうのである。

四、産業労働者住宅等の資金貸付条件

(i) 産業労働者住宅（昭三三・三・一九）建設第一〇七七号労働省労働基準局長より各都道府

県労働基準局長宛（一九五七年住宅総覧による）

α 資金貸付を受けることの出来る者

① 生産、販売、運送、その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する事業者、ただし事業内容がしきじかたの事業的なるものであると認められる場合には、貸付を行わない。

② 産住法第七條第一項第二号に規定する「事業者がその事業に使用する産業労働者のために住宅を建設して貸付させる目的で出資又は融資する会社その他の法人」は、原則として、地方公共団体の出資又は援助によつて設立された公益法人たる住宅協会又は公社とする。

③ 原則として、十分の保証能力を有する保証人を付することの出来ない事業者に對しては貸付を行わない。

④ 上記以外に、その事業者の従業員の住宅不足が甚しく、不足率が二〇%以上であること。

イ 貸付条件

① 融資対象面積は次に掲げるところによる。

イ 建物の融資対象面積は、世帯向住宅については一戸当り平均床面積（共用部分を含む）を三坪以内、共同宿舍については一人当り平均床面積（共用部分を含む）を四坪以内とする。

ロ 土地の融資対象面積は、共同住宅及び共同宿舍については、建物融資対象面積の二倍以内とし、その他の住宅については一戸当り五〇坪以内とする。

② 償還の方法は、元利均等償還の方法により、毎月払又は三ヵ月払とする。

③ 入居者より徴収する使用料又は家賃は、原則として、当該事業者に使用されてゐる産業労働者の平均給与ベースの一〇%以内とする。

(2) 厚生年金保険積立金還元融資による住宅（厚生省昭和三二年度厚生年金保険積立金還元融資実施要領による）

イ 資金貸付を受けることの出来る者

住宅建設の事業主体となることの出来る者は次に掲げるものとする。

① 常時三〇〇人以上の被保険者を使用する事業主であつて、おおむね一〇〇人以上の被保険者がいる事業所において、被保険者及びその家族のために住宅を建設するものであり、かつ、住宅に困窮している被保険者がその一五%以上であるもの。

② 常時三〇〇人以上の被保険者を使用する事業主に属し、おおむね一〇〇人以上の被保険者がいる事業所において組織された住宅組合法による住宅組合（被保険者のおおむね全員をもつて組織されたものでなければならぬ）であつて、当該事業所において住宅に困窮している被保険者がその一五%以上であり、かつこの融資を受けた場合においては、元利金の償還について事業主の保証がえられるもの。

③ 都道府県または人口三〇万以上の市であつて、主として中小事業主の多数の要請により、被保険者及びその家族のために住宅を建設するもの。

ロ 融資事業の要件

住宅建設事業については、次に掲げる要件を具備しなければならない。

① 新築するものであること。

- ② 単年度で完成するものであること。
- ③ 一団地に3戸以上を建設するものであること。
- ④ 建設地は、起債地方公共団体の区域内であること。ただし特に必要と認めるときは、当該地方公共団体の隣接地域に建設することが出来る。

C 住宅の規模

建物及び土地の坪数は次に掲げる基準坪数の範囲内とする。

建物一戸当り 一五坪 土地一戸当り 五〇坪